



国際ロータリー第2790地区

ロータリー親睦グループ
認定基準 & 奨励金基準

国際ロータリー第 2790 地区

ロータリー親睦グループ認定の基準

国際ロータリー第 2790 地区ロータリー親睦グループ認定のための申請書には、グループが以下の基準を満たすことが示されていないなりません。

- ・ 親睦グループは、国際ロータリー第 2790 地区的に結成され、少なくとも 2 クラブ以上からの会員を含んでいること。
- ・ 親睦グループの認定は、RI またはロータリークラブや地区にいかなる責任も負わせるものではないこと。
- ・ 親睦グループは、RI を代表して活動したり、またそのような権限があるかのように振舞わないこと。
- ・ 親睦グループは、RI の方針に従ってロータリーの標章（ロータリーの徽章や国際ロータリーのその他の登録商標）を使用すること。
- ・ 親睦グループは、宗教や政治について中立的な立場を保つこと。
- ・ 親睦グループは、他団体を推進しないこと。
- ・ 親睦グループは、財政かつ運営上も自立していること。
- ・ 親睦グループは、所在する国の法律を遵守すること。
- ・ 親睦グループは、すべての連絡に応答するものとし、特にガバナー事務所からの連絡には迅速に応答すること。
- ・ 親睦グループは、ロータリー年度中少なくとも一度はニュースレターを発行し、また会員が顔を合わせて交流を図れる年次大会を開催して会員を支援すること。
- ・ 親睦グループは、各年度末に財務報告書を含む年次活動報告を会員へ提出し、担当委員会委員長（もしくはガバナー事務所）へ写しを送付することに同意すること。
- ・ 親睦グループは、資金を求めて他団体へ接触しようとする際、または他の協力関係を樹立しようとする際は、その計画に先駆けて担当委員会委員長（もしくはガバナー事務所）へ必ず通知を行うよう同意すること。
- ・ 親睦グループは、その会員以外のロータリアンからいかなる協力を要請する場合も、あらかじめ該当する地区ガバナーからの承認を得ることに同意すること。

ロータリー親睦活動を規定するロータリーの方針は、すべて「ロータリー章典」(O16-EN) に記載されていますので、申請書式を準備する際にご参照ください。

親睦グループの名称

全般としてロータリーに言及することが奨励されている一方、ロータリーや国際ロータリーの名称、「RI」というイニシャルを使用する際は特定の指針に従わなければなりません*。

RI は、親睦活動申請者が「fellowship（親睦）」という言葉がグループ名に含めることを奨励しています。

一般的に、親睦グループはその名称のはじめに Rotarian (s) (ロータリアンの)」、または終わりに「of Rotarians (のロータリアン)」と付けています（例えば、「International Curling Fellowship of Rotarians (ロータリアンの国際カーリング親睦グループ)」または「Rotarian Fellowship of Quilters and Fiber Artists (キルトおよび織物手芸家ロータリアンの親睦グループ)」)。

* 「手続要覧」(O35-JA) に概説されているこの指針は、ロータリーの存在や信頼性を守るためのものです。これに関して質問のある場合は、RI 職員へご連絡ください。

親睦グループの組織

親睦グループはそれぞれ独自の運営体制を確立し、これは基本的なプログラムの基準を満たす限り、会員の意向によって非公式または公式なものとすることができます。結成時から規定に基づく手続方法を確立しておくことで、規則正しく役員交代を行うことができます。

親睦グループは、RI の方針を遵守した細則または定款等の規定文書を備えていなければなりません。この文書には以下が含まれていなければなりません。

- 目的の説明
- 各役員の責務
- 役員選出の手続
- 会員の必須条件
- 会費についての方針

親睦グループによっては、組織を法人化する場合があります。手続にかかる際に注意すべき方針は「ロータリー章典」(O16-EN) に掲載されています。親睦グループは、法人化を行うべきではありません。

こうした手続きを行う前に、法人設立定款の草案を担当委員会委員長（もしくはガバナー事務所）へ提出しなければなりません。

役員責務

運営の責務は親睦グループの活動内容にもよりますが、最もよく見られる役員の体制は、会長、副会長、会計、幹事です。また多くの親睦グループは追加的に地域役員を選出しています。こうした役員責務はそれぞれ均衡が取れていなければなりません。一人の役員に多くの権限を与えすぎると指導力を消耗してしまい、親睦活動の成功を犠牲にしてしまうこととなります。同様に、多くの役員に責務を分散しすぎると、明確なコミュニケーションを妨げることとなります。指導者の体制は、長期間にわたって成長を遂げられるよう、グループを支えるものでなくてはなりません。

会費の構成

親睦グループを運営していくにあたり、会員との連絡やプログラム推進またはプロジェクトなどの経費が発生します。国際ロータリーは、親睦グループが財政的に自立していることを条件として義務付けています。親睦グループの役員がすべての経費を負担しない限り、会費の徴収が必要となります。新しい親睦グループは、一般的に年会費を設定しています。確立された親睦活動は、高い金額を設定する場合がありますが、所属年数に応じた割引や生涯会員のための会費を同時に設けることもできます。設定した会費が高すぎると、親睦活動への参加が妨げられ、勧誘活動に支障をきたします。一方、最低限度の会費を支払う意思のある会員は親睦活動に参加し続ける可能性が高いものです。

新しい親睦グループは、会員の数と支払われる会費が増えるにつれ、活動の範囲を広げ、その数を増やしていくことができます。規定文書は、会費の構成を検討する期日と会費を変更するための方法を定めていなければなりません。

その他の留意事項

結成する親睦グループの目的や構成を決定するのに加え、結成者はその他の実務的な問題も考慮する必要があります。

保険の問題

それぞれの親睦グループにとって重要な検討事項は、損害賠償保険です。計画される活動の多くにはある程度のリスクが伴い、親睦グループの会員ではない参加者も関与します。法的措置を回避するため、親睦グループは必ず保険の適用範囲と照らし合わせて活動のリスクを査定しなければなりません。

ロゴおよび商品

親睦活動のロゴは、グループのアイデンティティを生み出し、ロータリー親睦活動全体についての認識を高めます。それぞれの親睦グループは、グループの精神や活動を象徴するロゴを作ることが奨励されています。

親睦グループは、グループのロゴのデザインが RI の指針に合うものか、特にロータリーの徽章の使用に関する規定を満たしているかを審査するため、担当委員会へロゴを提出する必要があります。ロータリーの標章の使用に関する情報は「[手続要覧](#)」(O35-JA)をご参照ください。

会員は、親睦グループのロゴをできる限り多くの場所に表示したいと考えるものです。国際認定された親睦グループのロゴが付いた商品には帽子、T シャツ、ピン、バナー、文房具などがあり、これらの商品は親睦活動の行事で役員によって販売されています。ロータリー親睦グループはこうした商品の販売に関して RI からの免許を受ける必要はありませんが、RI

国際大会や RI の他の行事において商品を販売する際は、「ロータリー章典」(O16-EN) にまとめられている方針に従わなければなりません。

附 則 この内規は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

国際ロータリー第 2790 地区

ロータリー親睦グループ奨励金の基準

国際ロータリー第 2790 地区ロータリー親睦グループ奨励金のための申請書には、グループが以下の基準を満たすことが示されていなければなりません。

また、ロータリー親睦グループのほかに、自己の趣味を通じて交流をはかり、理解を深めて行く事を目的として設立された“趣味の会”も同様とする。

国際ロータリー第 2790 地区ロータリークラブ会員の構成により、退会防止・会員増強・イメージ向上に寄与するロータリー親睦グループ活動に奨励金を支給する。

第1条 会の目的を達成するためにサークルを創り、奨励金を受けようとする場合は、代表者が申請書、会則、活動計画書及び会員名簿を担当委員会に提出し承認を受けなければならない。

第2条 担当委員会は申請書、会則、活動計画書及び会員名簿を基に委員会に諮り、承認するものとする。

第3条 ロータリー親睦グループへの奨励金は

1 ロータリー親睦グループにつき年額を次のとおりとする。

別紙奨励金表をご参照ください

2 会員数とは一つのロータリー親睦グループで活動する会員とする。

3 奨励金は ロータリー親睦グループ結成後 3 年より支給する。

(結成後順調に運営されていることを確認するため。)

第4条 各ロータリー親睦グループは、各年度末に活動報告書、会計報告書、次年度の活動計画書、予算書、会員名簿、会則を担当委員会へ提出するものとする。

第5条 ロータリー親睦グループを解散する場合は、代表者は速やかに解散届を担当委員会に提出しなければならない。

2 担当委員会は当該ロータリー親睦グループの解散を委員会に報告するものとする。

附 則 この内規は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

国際ロータリー第2790地区 ロータリー親睦グループ奨励金の基準表

5クラブ ～ 7クラブ	25人	～	29人	25,000円	の奨励金	地区大会での活動報告
	30人	～	34人	30,000円	の奨励金	
	35人	～	39人	35,000円	の奨励金	
	40人	～	44人	40,000円	の奨励金	
8クラブ ～ 10クラブ	45人	～	49人	45,000円	の奨励金	
	50人	～	54人	50,000円	の奨励金	
	55人	～	59人	55,000円	の奨励金	
	60人	～	64人	60,000円	の奨励金	
11クラブ ～ 13クラブ	65人	～	69人	65,000円	の奨励金	
	70人	～	74人	70,000円	の奨励金	
	75人	～	79人	75,000円	の奨励金	
	80人	～	84人	80,000円	の奨励金	
14クラブ ～ 83クラブ	85人	～	89人	85,000円	の奨励金	
	90人	～	94人	90,000円	の奨励金	
	95人	～	99人	95,000円	の奨励金	
	100人	～	人	100,000円	の奨励金	

奨励金の支給は国際ロータリー第2790地区ロータリークラブ会員の構成により退会防止・会員増強・イメージ向上に寄与するロータリー親睦グループであること